### 令和6年度目黒区地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日付目危危第5100号決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区(以下「区」という。)が選定した安全・安心まちづくり推進地区の区域内において、当該区域内に所在する地域団体が地域見守り活動の推進を図るための防犯設備の整備及び活動に必要な装備品の購入に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、目黒区会計事務規則(昭和39年3月目黒区規則第5号)及び目黒区補助金等交付規則(昭和43年3月目黒区規則第6号)の定めるところによる。

(定義)

- 第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 安全・安心まちづくり推進地区 目黒区安全・安心まちづくり推進地区の選定について(平成 18年11月1日目総総第1190号決定)により、区が防犯対策を効果的に進める必要があるとして選定した地区で、あらかじめ東京都(以下「都」という。)に報告したものをいう。
  - (2) 地域団体 区内の町会、自治会、学校PTA、商店街等、一定の区域の住民によって構成される団体又は一定の区域の住民が参加する団体をいう。
  - (3) 防犯設備 一定区域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止に資するために固定して設置される防犯カメラ、防犯灯、防犯ベル等の機器をいう。ただし、当該区域の不特定多数の者の用に供せられる目的で設置されるものとし、専ら特定の私有財産又は公有財産の保護、管理等に供されるものを除く。

(補助金の対象事業)

- 第4条 補助金は、継続して行う地域における見守り活動の一環として実施する次の事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内において交付する。
  - (1) 地域団体が単独で行う防犯設備の整備に関する事業(以下「防犯設備整備単独事業」という。)
  - (2) 地域団体が連携して行う防犯設備の整備に関する事業(以下「防犯設備整備連携事業」という。)
  - (3) 地域団体が単独で、又は連携して行う防犯のための見守り活動に必要となる装備品の購入等に関する事業(以下「見守り活動装備品支援事業」という。)
- 2 前項の事業については、次に掲げる条件を全て満たす事業を対象とする。
  - (1) 安全・安心まちづくり推進地区に選定した地区内で行う事業であること。
  - (2) 地域における見守り活動を月1回以上継続することが見込まれる地域団体が行う事業であること。
  - (3) 商店街のみからなる団体が行う事業ではないこと。また、防犯設備整備連携事業においては、地域団体の中に商店街以外の団体が含まれること。

- (4) 地域団体に商店街が含まれる場合には、当該商店街の区域以外にも防犯設備を設置すること。
- (5) 防犯設備整備事業を行う地域において住民の合意形成がなされている、又は事業開始までに その見込みがある事業であること。
- (6) 令和7年3月31日までに完了できる事業であること。
- (7) 防犯カメラの整備を含む事業にあっては、当該防犯カメラの設置目的、運用方法等について の基準が定められていること又は防犯カメラの運用開始までに定められる見込みがあること。
- (8) 防犯設備を占用許可等が必要な箇所に設置する場合は、当該箇所の占用許可等を受けていること又は受けられる見込みがあること。
- (9) 令和6年度東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱(令和6年3月28日 5生安都第914号)第4条第2項各号の条件を満たす事業であること。

#### (事前協議)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、団体(防犯設備整備連携事業の場合は、連携して活動する団体の中から主たる団体)の代表者名で目黒区地域における見守り活動支援事業に対する補助金事前協議書(別記第1号様式)を区長に提出し、協議するものとする。
- 2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 申請者となる団体(連携事業の場合は、申請者となる団体(以下「主団体」という。)) の定 款又は規約
  - (2) 連携して活動する団体の定款又は規約(防犯設備整備連携事業に限る。)
  - (3) 主団体及び連携して活動する団体の総会資料等(前年度決算書、本年度事業計画書、収支予 算書、役員会議事録等をいう。)
  - (4) その他区長が必要と認める書類

### (補助金の対象経費)

- 第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び算定基準は、別表のとおりとする。
- 2 補助対象経費は、防犯設備整備単独事業、防犯設備整備連携事業及び見守り活動装備品支援事業 において地域団体が支出する経費のうち、区長が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認 ができるものとする。ただし、次に掲げる経費については、交付の対象としない。
  - (1) 既存設備及び装備品に係る機能維持を目的とした修繕、保守等に係る経費
  - (2) 既存設備、装備品及びその消耗品の交換に係る経費
  - (3) 土地の取得、造成、補償及び使用に係る経費
  - (4) 車検、自動車保険料その他車両運行のために一般的に必要な経費
  - (5) 経費のうち、当該防犯設備の設置場所及びその本来の効果の及ぶ範囲が近接又は重複するなど、この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかなもの

#### (補助金の交付申請)

第7条 第5条の規定により区に協議した者で、補助金の交付を受けようとするものは、第5条の規定による事前協議書に記載した代表者名で、区長が定める期日までに、目黒区地域における見守り活動支援事業に対する補助金交付申請書(別記第2号様式)に次の書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 実施する事業に関する仕様書、見積書等 (防犯設備整備単独事業又は防犯設備整備連携事業であって、総事業費が 100 万円を超える ときは原則 3 社以上の見積書)
- (2) 防犯設備の配置図、設置一覧表(防犯設備整備事業に限る。)
- (3) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請(以下「交付申請」という。)があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定又は不交付を行い、交付決定を行ったときは目黒区地域における見守り活動支援事業に対する補助金交付決定通知書(別記第3号様式)、不交付決定を行ったときは目黒区地域における見守り活動支援事業に対する補助金不交付決定通知書(別記第4号様式)、により当該交付申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付に付すべき条件)

- 第9条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定(以下「交付決定」という。)に関して、次の条件を付することができる。
- (1) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。) については、台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。
- (2) 取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (3) 取得財産等を破損するなど、防犯の用に供することができなくなった場合は、区長にその旨及びその後の対策について報告しなければならないこと。
- (4) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し他の物件と交換し、 又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を得ること。
- (5) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付すること。
- (6) 補助事業の完了後、区長から要求があったときは、設備及び防犯に関する見守り活動の現況 について報告すること。ただし、報告義務を負う期間は、補助事業の完了した日の属する会計 年度の終了後5年間とする。

(取得財産等の管理及び処分)

- 第10条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)で、前条第4号の規定による承認を受けようとする者は、取得財産等のうち、取得価格が50万円以上のものについては、区長が別に定める期日までにあらかじめ目黒区地域における見守り活動支援事業に対する補助金の取得財産処分承認申請書(別記第5号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。(申請の取下げ)
- 第11条 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、交付決定の前に申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

#### (補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が交付申請した年度内に完了することができないと見込まれる とき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに目黒区地域における見守り活動支援事 業に対する補助金に係る補助事業遅延報告書(別記第6号様式)を区長に提出し、その指示を受 けなければならない。

### (補助事業の内容変更等)

- 第13条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときには、あらかじめ目黒区地域における見守り活動支援事業に対する補助金に係る補助事業の変更等承認申請書(別記第7号様式)を区長に提出し、区長の承認を受けなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地 調査等を行い、適当と認めるときは補助金の変更決定を行い、目黒区地域における見守り活動支 援事業に対する補助金に係る補助事業の変更等承認通知書(別記第8号様式)により当該交付申 請をした者に通知するものとする。

#### (実績報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに目黒区地域における見守り活動支援事業に対する補助金に係る補助事業実績報告書(別記第9号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 契約書類の写し(内訳書を含む。)
  - (2) 事業内容の完了が確認できる写真及び納品書、報告書等
  - (3) 補助対象経費の請求書及び領収書の写し
  - (4) 口座振替したことの確認ができる書類の写し
  - (5) 防犯設備の配置図、設置一覧表(防犯設備整備事業に限る。)
  - (6) 共架許可書(民有地の場合は、土地等使用承諾書等)、道路占用許可書及び道路使用許可書 の写し(防犯設備整備事業に限る。)
  - (7) 防犯カメラ運用基準の写し(防犯設備整備事業に限る。)
  - (8) その他区長が必要と認める書類

#### (完了検査)

第 15 条 補助事業者は、区長が補助事業の完了状況及び経理等の状況について検査を求めた場合は、これに応じなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第16条 区長は、第14条の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、目黒区地域における見守り活動支援事業に対する補助金交付額確定通知書(別記第10号様式)により補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の支払等)

第17条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、事業の円滑な遂行のため区長が、必要があると認める場合又は申請者の債務金額及び支払時期が契約書等書面により確認できる場合には、交付決定額の範囲内において、目黒区会計

事務規則に定めるところにより前金払をすることができる。

- 2 申請者は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書(別記第 11 号様式)を、前項ただし書の規定により補助金の前金払を受けようとするときは、補助金前金 払請求書(別記第 12 号様式)を区長に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書の規定による前金払を受けた補助事業者は、口座振替したことの確認ができる書類の写し等を付し、補助金清算書兼残額請求(差額返還)書(別記第13号様式)を区長に提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。
- 4 区長は、前項の補助金清算書兼残額請求 (差額返還) 書の提出を受けたときは、速やかに清算を行うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第18条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り 消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 補助対象経費により取得した財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- (5) 交付決定を受けた後、事業が令和6年度内に完了することができないと見込まれるとき又は その遂行が困難となったとき (第12条の規定に該当する場合を除く。)。

(補助金の返還)

- 第19条 区長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該 取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその 返還を命ずるものとする。
- 2 区長は、第17条第3項の規定により、補助金清算書兼残額請求(差額返還)書の提出を受け、補助事業者から差額を返還させる場合は、補助事業者に対し納付書を発行し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理 し、これらの書類を当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければ ならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表(第6条関係)

# 補助対象経費

1 防犯設備整備単独事業及び防犯設備整備連携事業

対象経費	基準額	補助率	補助限度額
(1)防犯カメラ(モニター、録画装置等を含む。)、	(防犯設	12分の11	(防犯設備
防犯灯、防犯ベル、車両侵入防止装置、防犯情報等	備整備単	※ 都補助率	整備単独事
の発信及び注意喚起等を行う電子掲示板その他犯罪	独事業)	12分の7で	業)1地域当
の抑止に資すると認められる設備の整備(購入、賃	1 地域当	算出した補助	たり <u>4,714</u>
借、取付等をいう。) に係る経費	たり	額の 1,000 円	千円
(2)(1)の設備の更新(購入、賃借、取付、撤去等を	<u>5,143</u> 千	未満はこれを	(防犯設備
いう。) に係る経費であって、事業を完了した日の	円	切り捨てと	整備連携事
属する会計年度終了後7年を経過し、かつ次に掲げ	(防犯設	し、区補助率	業)1地域当
る条件を全て満たすもの	備整備連	3分の1で算	たり <u>7,071</u>
ア 整備後の防犯活動が継続的に行われているこ	携事業)	出した補助額	千円
と。	1 地域当	の 1,000 円未	※ 特段の
イ モニター・録画装置等の付属設備のみの整備	たり	満の端数はこ	事情がある
に係る経費でないこと。	<u>7,715</u> 千	れを切り捨て	場合は、区
ウ 設備の修理、保守等機器類の維持管理が適切	円	るものとす	長が別に額
に行われていること。		る。なお、切	を定めるこ
エ 通常の修繕では設備の機能を維持することが		り捨てされた	とができる
困難な状態にあること。		端数は地域団	ものとす
(3) 東京都地域における見守り活動支援事業補助		体が負担する	る。
金、東京都繁華街等における体感治安改善事業		こととする。	
補助金及び東京都新・元気出せ!商店街事業費			
補助金により整備した防犯設備の更新に係る経			
費			
※ 賃借の場合は設置初年度分の賃借に係る経費を			
対象とする。			

## 2 見守り活動装備品支援事業

対象経費	基準額	補助率	補助限度額
地域団体が単独で、又は連携して行う防犯のた	1 地域当	6分の5	1地域当た
めの見守り活動に必要となるベスト・腕章・停	たり 10	※ 1,000円	り 83,000円
止灯等の装備品及び青色防犯パトロールで使用	万円	未満の端数	※ 特段の
するための青色回転灯の購入(青色回転灯を装		が生じた場	事情がある
着した自動車に設置する拡声器、無線通信機器		合には、こ	場合は、区
等同パトロールの効果を高めると認められる機		れを切り捨	長が別に額
器の購入、賃借、取付及び同パトロールのため		てるものと	を定めるこ
の自動車への塗装等に係る経費を含む。) に係る		する。	とができる
<b>経費</b> 。			ものとす
なお、青色回転灯の購入、賃借及び取付並び			る。
にそれに付随する経費について補助の対象とな			
るのは、警察から「青色回転灯を装着して適性			
に自主防犯パトロールを実施することができる			
団体である旨の証明書」を交付された、又は交			
付される予定の団体とする。			
また、賃借の場合は初年度分の賃借に係る経			
費を対象とする。			